

# 社会福祉 あきた

NO.  
**373**  
2024.1.20



P2 年頭あいさつ

『伝統文化の味とおもてなし』  
写真提供：ウェルビューいずみこども園  
(秋田市)

**特集**

P3 秋田県における地域生活課題の解決に向けた  
官民のパートナーシップのさらなる強化へ  
～秋田県地域福祉推進委員会活動報告

P6 特例貸付からつながる継続的な支援を目指して

P8 福祉サービス第三者評価  
令和6年度分受付期間設定のお知らせ

P9 職場紹介リレー  
社会福祉法人いずみ会ウェルビューいずみこども園

P10 皆様の善意

P12 シリーズ“社協のいま”美郷町社会福祉協議会



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法人

**秋田県社会福祉協議会**

<https://www.akitakenshakyō.or.jp>

# 令和6年 新年挨拶



社会福祉法人  
秋田県社会福祉協議会  
会長 三浦 廣 巳

年頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
はじめに、元日に発生した令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。本会としても、関係機関と連携し、被災者支援等に取り組む所存です。

さて、昨年6月に会長を拝命し、半年余りが経過いたしました。この間、本県においても大きな災害がございました。7月の大雨は、県内3,300棟余りの住家に被害を及ぼし、産業やインフラに大きな傷跡を残しました。中でも特に被害の大きい6市町村において災害ボランティアセンターが開設され、多くのボランティア等の協力を得て、被災された住民の生活再建に向けた支援活動が展開されました。発災から6か月を経過しましたが、内水氾濫により甚大な被害を被った秋田市では、行政からの委託を受けた市社会福祉協議会が「地域支え合いセンター」を運営し、被災者・世帯への相談支援活動を継続して行っています。

また、社会福祉施設の被害も相当な規模に達し、中には財政上の理由等から再開の見通しが

立たず、事業を廃止した施設・事業所もあります。一方で、近隣の施設間で入所者の移動・受入を行い、サービス提供を継続した事例もございました。

近年、災害は頻発するとともに、被害の広範囲化・大規模化の傾向が見られ、それに付随して支援活動の長期化も避けられない状況になりつつあります。このため、行政や多様な関係機関等との連携・協働のもと、大規模災害への備えとして平時から地域支援活動等に取り組む「災害福祉支援センター」の整備を検討する必要があるものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染症法上の位置付けが昨年5月に5類に移行され、徐々に以前の生活様式を取り戻しつつあるとはいえ、3年余りに及ぶコロナ禍は、様々な分野に未だ大きな影響を与えています。

本会において取り組んできた生活福祉資金の特例貸付は、昨年より償還が開始されたところですが、11月末時点で、1,834件(対象債権の約48%)償還免除を決定するとともに、156件の償還猶予を決定いたしました。この中には、これまで福祉と接点のなかった「困難を抱える人」も含まれており、新たな生活課題が顕在化することになりました。

今後、社協においては、自立相談支援機関等と連携しながら課題解決に向けたフォローアップ支援を積極的に進めていくことが求められております。

このほかにも国の動きに合わせて段階的に取り

組まなければならない事項がいくつかあります。

一昨年、全世代型社会保障構築会議が取りまとめた報告書では、①こども・子育て支援の充実、②働き方に中立的な社会保障制度の構築、③医療・介護制度の改革、④地域共生社会の実現、の4点が改革の方向性として示されております。

この中で、「医療・介護制度の改革」では、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護現場の生産性向上と働く環境の改善など、「地域共生社会の実現」では、重層的支援体制の整備、ソーシャルワーカーの育成などが課題とされています。

また、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」の実現をめざした、こども大綱が昨年末に閣議決定されたところです。

こうした国の動きに合わせて、本会も求められる役割・機能の発揮に努めていく必要があると考えており、現在、令和6年度から11年度までの「秋田県地域福祉活動計画(第6期)」の策定作業を進めています。

県・市町村行政をはじめ、市町村社協や福祉施設、民間福祉関係団体等との協働のもと、地域福祉の推進に取り組んでいく所存ですので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本年が皆様にとって実り多い年となりますことを祈念して、新年の御挨拶とさせていただきます。



特集

秋田県における地域生活課題の解決に向けた  
官民のパートナーシップのさらなる強化へ

秋田県地域福祉推進委員会活動報告

本会では、市町村社会福祉協議会や社会福祉関係団体、各施設種別協議会の関係者、学識経験者、報道関係者等を委員とする「秋田県地域福祉推進委員会」(以下「推進委員会」)を設置しています。

推進委員会では、県民が抱える地域生活課題や、社会福祉事業の推進に関する課題について調査研究、情報共有などを行っています。

その中で、制度上の課題や行政の支援が不可欠な事項などについて、官民が一体となって解決するための協働の基盤づくりにも取り組んでいます。

※地域生活課題とは？

(社会福祉法第4条第3項より)

住民及び世帯が抱える、①福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題、②日常生活におけるあらゆる分野の活動への参加機会を妨げる様々な課題(地域社会からの孤立など)を言います。



秋田県地域福祉行政懇談会について

令和5年10月11日(水)、秋田市において、秋田県と推進委員会の共催により、「秋田県地域福祉行政懇談会」が開催されました。

これは、県と県内の社会福祉関係者・団体等が、福祉を取り巻く課題について意見交換や協議を行い、官民のパートナーシップの強化と秋田県における福祉のグランドデザインを描くことを目的としたもので、今回が初めての取組となります。

当日は2時間超にわたる意見交換が行われました。誌面の都合上内容を抜粋して紹介します。

災害福祉支援センターの設置に向けた検討について

秋田県社会福祉協議会



須田 常務理事

十 災害福祉支援センターについて

近年、自然災害が激甚化する傾向が顕著になるなかで、発災時の福祉支援の充実を図る必要性が高まっています。

今般の7月の大雨災害では、被害の規模が非常に大きかったことなどから、主に次のような点が十分でなかったという課題が浮き彫りとなりました。

- ① 在宅で福祉的支援を必要とする方や、復旧期の個別支援への対応
- ② 床板はがしなどの専門的・技術的な作業への対応
- ③ 社協における災害対応専従職員配置
- ④ 被災した福祉施設の緊急対応・復旧などにおける連携や支援体制

こうした反省点に立ち、常設の機関として「災害福祉支援センター」の整備に向けて検討を行っ

ていただきたいというものです。

災害福祉支援センターは、専従の職員が平常時には研修や訓練、福祉施設等のBCP策定支援や相互の連携支援などを行いながら、災害発生時には災害VCの設置支援や災害派遣福祉チーム(DWAT)等の活動による緊急対策から復旧期における災害ケースマネジメントまでを継続して行うことを想定したもので、現在、全国では5つの県で整備されています。

県からのコメント

県としても、今般の大雨災害を踏まえて、平時からの災害派遣福祉チームの組織・体制の整備、発災時の災害VCの運営、復旧期の災害ケースマネジメントの実施などを一体的に行う機能を有した組織が必要であるという認識は持っています。

既存事業の効果を検証し、防災担当部局とも協議しながら、災害福祉支援センターの設置に向けて研究を進めていきたいと考えています。

民生委員・児童委員と関係機関の情報共有のあり方と負担の軽減について

秋田県民生児童委員協議会

**十 個人情報の共有のあり方**



民生委員・児童委員が活動を行ううえで、行政が持っている個人情報

報が提供されない場合があり、自分で情報を収集しなければならぬことから業務量も増え、負担感にもつながっています。

市町村によっても対応に差異があることから、ある程度統一して行政から民生委員に対する適切な個人情報提供がなされるような方策を検討いただきたいと思います。

**県からのコメント**

民生委員・児童委員は民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、行政関係者から活動に必要な個人情報の提供が適切になされるのが肝要です。

市町村民生児童委員協議会事務局担当者会議の場などで改めて周知するなど、さらなる情報の共有を進めたいと思います。

**十 担い手の確保**

秋田県には、現在約300名の欠員区域があります。民生委員が

いない区域は、隣接する区域を担当する委員がカバーしており、活動上の負担となっています。

県からは、欠員のある市町村への働きかけや、会社等に対する活動への理解促進の支援をいただければありがたいと思います。

**県からのコメント**

確かに担い手の確保は大きな課題だと捉えています。昨年度、改選期に合わせて、商工関係団体に対し、民生委員制度や活動への理解を図るための通知を发出しました。改選期に限らず、様々な機会を捉えながら、担い手の確保に向けて取り組みたいと考えています。

**秋田県社会福祉法人経営者協議会**

物価高騰及び職員の処遇向上を踏まえた介護・障害福祉サービス報酬改定について

**十 外的要因によるコスト増**



物価高騰や最低賃金の上昇などの外的要因によるコスト増

に対して、公定価格で経営している社会福祉施設は大変苦しい状況です。県単独の助成の検討や、国に対する適切な公定価格の見直し

についての要請をお願いします。

**県からのコメント**

県では、社会福祉施設に対する光熱費の助成や、福祉・介護職員の処遇を改善するための措置などを行ってきました。

県としても、地域において医療、介護、福祉等を担う人材を安定的に確保し、持続可能なサービスの提供を行っていくためには、抜本的な報酬改定等により、賃金の向上や物価高騰への対応を図ることが非常に重要だと考えており、国に対しても要望する予定となっています。

**十 福祉施設における人材確保**

福祉分野の人手不足は大変深刻な状況であり、とりわけ看護師の確保が難しく、福祉施設における有効な看護師の確保対策について検討いただきたいと思います。

**県からのコメント**

人材確保については待ったなしの状況であることは認識しており、これまでも様々な対応は行っていますが、人手不足を解決する特定の手というものはなく、地道に取組を続けていかなければならないと思っています。

**障害者の重度化・高齢化、医療ニーズの増大への対応方針について 秋田県知的障害者福祉協会**

**十 増大する医療ニーズへの対応**



障害福祉施設利用者者の重度化・高齢化に伴って医療ニーズのある

方が増え、現在の体制では対応が困難な面が出てきています。

施設でも訪問看護を活用できれば、各種医療行為やターミナルケアへの対応など、施設全体の機能強化につながる可能性が広がります。

医療保険適用や体制加算への算定などの制度の壁については国に対して働きかけるとともに、県としても独自の施策について御検討くださるようお願いいたします。

**県からのコメント**

県では障害のある子ども医療ニーズへの対応として、医療的ケア児への支援の充実について国に対して要望するなどの取組を行っています。

県としても重度化・高齢化、医療ニーズのある方への対応については非常に大きな課題と思っておりますので、様々な施策の中で取り組んでいきたいと思っています。



**「グループホームの機能強化**

重度化・高齢化に対応する日中サービス支援型のグループホームは、世話人の他に支援員を配置しなければならず、グループホーム自体が小規模であることもあつて経営的に厳しい状況です。

重度化・高齢化が進んでいる実態を踏まえた秋田県独自の考え方が必要ではないかと考えています。

**県からのコメント**

日中サービス支援型のグループホームは、施設整備や24時間対応ができる職員配置などの観点から事業所数が少なくなっています。

県としては社会福祉施設整備費補助事業の中で、日中サービス支援型のグループホームの優先度を高めることなどを検討しています。

過疎地域での保育機能の確保と  
新たな保育ニーズへの対応について  
秋田県保育協議会

**「過疎地域の保育施設の確保**



大友会長

過疎地域では保育施設の閉園が続いており、今後法人合併の動き

などもあり得るのではないかと考えています。県が積極的に調整役として仲介していただきながら、自治体に少なくとも一つずつは教育・保育施設を残していただきたいと思っています。

**県からのコメント**

保育所・認定こども園等は、小中学校と同様に、地域を維持していくうえで欠かせないインフラの一つを担っているということは認識していますし、持続可能な形でその役割を果たせるよう、保育が提供できる体制づくりに取り組んでいく必要があると思っています。

令和6年度中に策定される市町村子ども・子育て支援事業計画の内容も踏まえながら、県としてどういった支援が必要かを考えていきたいと思えます。

**「障害児保育の加配に対する補助**

障害児保育の加配に対する補助は、秋田市の例では月10万円です。対象となる子どもに1対1で対応できるよう、人件費の不足分は法人から持ち出して保育士を加配しています。適切な保育を確保するための補助としては不十分です。

**県からのコメント**

障害児に対応するための保育士

の加配にかかる補助の実態も踏まえ、地域の実情に応じた公定価格等の改正について、早期に実現するよう国に対して要望していききたいと思っています。

福祉サービス第三者評価事業の  
実施上の課題と今後の展望について  
秋田県社会福祉協議会

**「第三者評価事業の課題**



鈴木事務局長

本会が評価機関の一つとなつている福祉サービス第三者評価事業は、施設等からの受審料を基本的な財源としていますが、事業採算が全く取れておらず、受審料を引き上げることも受審施設の負担となるため現実的でない状況です。

また、この事業の担い手である調査者は、一定の経験や資格等を備えた方が研修を修了して登録されますが、審査にかかる業務量が多いうえ、採算上の問題から報酬も十分業務内容に見合っており、調査者の新規確保が困難となつていきます。

そうした背景から、調査者の調整や本会の職員体制にも限界が出てきており、受審の申し込みをお

断りせざるを得ない状況も出てきています。

特に、受審が義務となつている施設に対しては受審できる体制の担保が必要です。こうした諸課題について、推進機関である県としての考えをお聞かせください。

**県からのコメント**

県としても、第三者評価事業については同様の認識を持っており、県内に3か所ある評価機関と連携を図りながら、研修会を開催して調査者の増加を図っています。

受審が義務化されている社会的養護施設からの受審の要請に応えるためには、それぞれの機関が安定的に事業を継続できる体制であることが重要と考えています。

この事業は全国的なものであることから、事業を持続的に推進するため、国の責任において評価機関が受けるメリットを強化することや、受審料の適切な水準の明確化などを国に要望していききたいと思えます。

大変有意義な内容でしたが、どのテーマにおいても団体の要望に対して県が回答する形式となる傾向がありました。今後は、懇談会をさらに意義深いものにするため、テーマを絞って進捗を工夫するなどしながら取組を継続していきます。

懇談会の詳しい内容はホームページにも掲載しています。



## 特例貸付からつながる

### 継続的な支援を目指して

借受人世帯に対するフォローアップ支援に向けて

## 特例貸付の概要

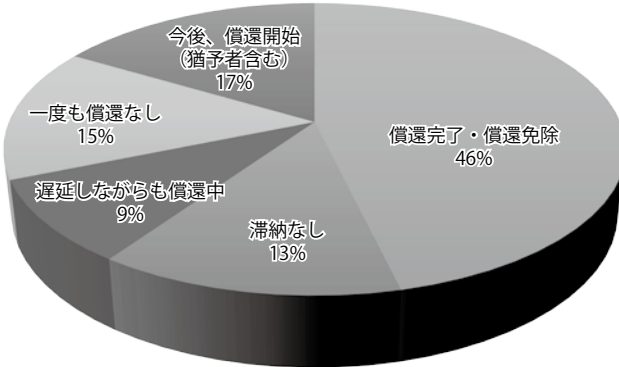
本会では、国の施策の一環で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対して生活費の貸付を行う「特例貸付」を実施しました。

当初は緊急的な経済支援策として貸付が開始されましたが、10回にわたる受付期間の延長を経て、令和4年9月末を以て受付が終了となりました。

この間、全国では380万件、1兆4千億円を超える貸付が行われ、本県においても約4千件、10億円を超える、これまでに類を見ない貸付規模となっています。

特例貸付は、借受人世帯の課税状況によって償還(返済)が免除される点や、償還が困難な場合に償還開始時期を一定期間猶予できるなど、従来の生活福祉資金貸付制度とは異なる取扱いとなっています。

貸付債権の償還状況 (令和5年9月末時点)



## 特例貸付の償還状況

令和5年1月から償還(返済)が本格的に開始され、9月末時点で対象債権の46%が償還免除(償還完了を含む)となっています。

また、償還免除の要件には該当しない債権の内、約160件が病気や失業等により償還が困難であることから償還猶予が適用されています。

## フォローアップ支援の目的

借受人世帯の中には、コロナ禍以前から生活が困窮している世帯や経済的な問題以外の複合的な課題を抱えた世帯が多くいますが、コロナ禍による生活状況の変

化や昨今の物価高騰の影響等で、今後、生活困難な状況になる世帯の増加が懸念されます。そこで、県・市町村社会福祉協議会(以下「県社協」、「市町村社協」という。)と自立相談支援機関等をはじめとした多機関の連携・協働により、借受人世帯の借入後の生活状況の把握や、困窮状態が続く世帯の生活再建に向けて適切な支援につなぐ「フォローアップ支援」が必要となります。

**新型コロナ特例貸付をお借入れのみなさまへ**

市町村社会福祉協議会のご案内

市町村社会福祉協議会は、地域の人々が住み慣れたまちで、誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるための、さまざまな機関と連携し、相談支援活動を行っております。まずは、お住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

**1人で悩まず、相談してみませんか?**

自立相談支援機関のご案内

病気で働けない、生活に困っている、就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている方の相談窓口です。どのような支援が必要か、支援員と一緒に考えます。具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

～新型コロナ特例貸付の償還(返済)が困難な方は償還猶予の申請ができます～

- 償還免除の対象とならない場合であっても、生活が困窮し、返済に困っている場合には、償還計画の見直し(少額返済)や償還猶予等が可能です。
- ※償還猶予の申請は、お住まいの市町村社会福祉協議会が窓口です。

～新型コロナ特例貸付で償還(返済)免除の要件に該当する方は償還免除の申請ができます～

- 国の決めた要件に当てはまる場合は「償還免除(返済必要がなくなる)」となります。
- ※すでに返済した金額については、免除の対象外ですのでご注意ください。
- ※償還免除には申請が必要です。
- ※償還免除の申請は、秋田県社会福祉協議会が窓口です。

～市町村社会福祉協議会～ 連絡先はこちら

～市町村自立相談支援機関～ 連絡先はこちら

【償還免除、新型コロナ特例貸付に関する全般的な問い合わせ先】  
秋田県社会福祉協議会 生活福祉資金貸付事業担当 (電話) 018-864-2713  
(受付時間 平日9時から17時)

病気や失業など、何らかの事情により返済が困難な世帯は償還計画の変更や償還猶予の申請が可能です。



## フォローアップ支援の事例

現在、各市町村社協を中心にフォローアップ支援を実施しています。

ここでは、県内における様々な取組のうち、関係機関と連携した一部の事例について紹介します。

### 事例① 市町村行政等との連携による支援

#### ● 状況

特例貸付の借入後、県外での就職が決まったため、転居したが、県外での生活を続ける中、慣れない生活環境等から心身に不調をきたしたため、離職。

帰郷後、アルバイトで生計を維持していたが、体調面も影響し、安定的な就労が困難な状況の中、特例貸付の償還について、地元のみ社協へ相談があった。

#### ● 対応

市社協では、借受人の現在の生活状況を踏まえ、すぐに償還を行うことが困難であると判断し、12カ月の「償還猶予」を申請。

償還猶予適用後、市社協が自立相談支援機関を交えて、借受人と今後の生活について、複数回面談を行った。

面談を通じて、借受人の就労意欲や年齢を考慮すると、安定的な就職の可能性が充分に見込まれることから、まずは体調の立て直しが最優先と考え、一時的に生活保護の申請を行うこととなった。

その後、自立相談支援機関から市の保護課へつなぎ、生活保護が決定したことから、特例貸付の免除規程に基づき、償還免除となった。

### 事例② 償還が遅延している世帯の生活状況の把握

#### ● 状況

個人事業主として建設業を営んでいたが、新型コロナウイルスの影響による受注減少に伴い特例貸付を借入した。

償還期間の開始後、償還の遅延が続いたため、市社協が借受人の生活状況について確認したところ、借入時と比較して生活の乱れが見

受けられたため、社協の支援対象者としてケース検討を行った。

#### ● 対応

借受人は特例貸付の他にも多額の負債を抱えていたことから、社協を通じて債務整理の手続きを案内したが、手続き完了まで時間がかかることから、12カ月の「償還猶予」を申請し適用となった。

猶予期間中、会社の経営不振が続くとともに、借受人の認知機能の低下が見られたことから、社協では日常生活自立支援事業の利用を検討するとともに、借受人の償還免除に向けた支援を継続することとなった。

## 今後の展望

特例貸付では、迅速な貸付を優先したことで、十分な相談支援を実施できなかったという課題がありました。

そのため、世帯が抱える課題を的確に把握し、生活再建に向けた支援につなげるためには丁寧な相談支援が必要であり、世帯が抱える課題の解決には多機関の連携が不可欠であることを改めて認識す

ることができました。

本県は特例貸付の貸付件数が他県に比べて少ない傾向にあります。借受人の状況は様々であり、新型コロナウイルスの影響による生活環境の変化に伴い、今後、社協に寄せられる相談内容の多様化も想定されます。

これらを踏まえ、本会では、全県的な相談支援体制の強化に向け、自立相談支援機関や民生委員、市町村の生活保護主管課など、地域の関係機関との協働体制の構築に努め、丁寧なフォローアップ支援に向けて取り組んでまいります。

また、特例貸付を通じて、個人事業主・フリーランスといった職業層の方や、これまで地域の中で関わりが多くなかった若い世帯とのつながりを持たせることを前向きにとらえ、地域福祉の担い手づくりなど、今後の地域福祉活動の展開につなげてまいります。

福祉サービス第三者評価

令和6年度分受付期間設定のお知らせ

当事業は、サービス質の向上に向けた取組として、福祉施設・事業所の皆様に御活用いただいています。お申込・調査・結果報告までの一連の流れをスムーズに実施するために、申込みの受付期間を設定いたします。令和6年度の受審を予定している場合は、次の期間中にお申込みください。

申込みの受付期間 **令和6年 3月1日～4月1日**

受付予定件数 **6件(事業所番号単位)**

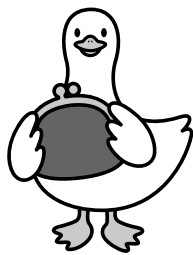


福祉サービス第三者評価事業について詳細はこちら

資料・お見積の依頼やお問い合わせ

総務企画部 総務・企画情報担当  
 TEL：018-864-2740 FAX：018-864-2702  
 Mail：hyoka@akitakenshakyo.or.jp

がんを含む  
病気やケガの備えに



手軽に備える医療保険



**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

心配な「がん」の備えに



「生きる」を創る  
がん保険

WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

**ナカイ株式会社 秋田支店**

☎0120-712-816 FAX018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

**Aflac**

**アフラック**

秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通2-4-19

商工中金・第一生命秋田ビル

Tel.018-811-0924 Fax.018-825-1011

AFツール-2023-0324-2312004 8月14日



**職場紹介**

**リレー**

No44

このコーナーでは、本会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

**「人とかわる喜びを生きる力に」**

社会福祉法人いずみ会

ウエルビユーいずみこども園

副主幹保育教諭 齋藤 瞳

秋田市泉地区は、秋田市中央部に位置し、県内最大級ともいわれる手作りの地域祭り「泉の夏祭り」が行われているなど、地域交流の盛んな地区です。子どもも、お父さん・お母さんも、高齢者も、様々な世代でのコミュニティがあり、地域の方一人一人が、生き活きと暮らしている明るい街です。

当園は、平成14年に福祉複合施設ウエルビユーいずみ内の保育園として開設しました。子ども、障害者、高齢者が一つ屋根の下で暮らす小さな社会を構成しています。お互いを尊重し合い、支え合うことを教育保育理念として掲げ、今では110名余りのお子さ

んをお預かりする幼保連携型認定こども園となりました。



保護者の方には、園の先生方の挨拶がとても気持ちがよく、元気が出る！とお言葉を頂いたこともあります。当園の職員は一人ひとりが明るく元気で、何より子どもへの思いに寄り添い、子どもの人権を尊重した関わりを大切にしています。「今を幸せに生きること、将来の幸せにつながる」をモットーに、子どもの今日一日を、今この時を、受容し、共感的にかかわることを大切にしています。

また、園を子どもと保育者だけの居場所とせず、保護者の方にも積極的に足を運んでもらっています。

す。運動会に発表会、年2回の保育参観や懇談会、親子遠足、先生体験、子育て講話等の行事の日だけでなく、いつでもお子さんの様子を見に来てくださいね、と声をかけています。園での子どもの様子や保育の様子を知ること、お互いの思いを知ることによって、相互の理解と信頼に繋がります。より強い信頼の中で協力関係が築かれてくると思います。子どもを中心としてみんなが手を繋げる関係づくりを目指しています。

たくさんの人に見守られ、愛される経験を通し、人と関わる喜びを感じて育つ子どもたちが大人になった時、ふるさとを愛し、そこに暮らす人たちと関わりながら、心豊かな生活を送ることを願っています。



技術と信頼で明日を拓く



**互大設備工業株式会社**

代表取締役 脇 屋 憲 一

本社／秋田市添川字境内川原228-27

TEL.018(833)9270・FAX.018(834)6304

# 皆様の善意

【令和5年9月16日から  
12月8日まで】

## ◎ご寄附◎

●匿名 様

15,000円

●マリ・マリ 様

14,000円

●表千家同門会秋田県支部 様

66,020円

●秋田菱友会 様

300,000円

●有限会社共友建設 様

《指定寄附金 250,000円》

あきた子ども応援ネットワーク  
を通じ登録団体6か所へ



秋田菱友会様



(一社)生命保険協会秋田県協会様



(株)秋田放送様



(株)ツルハホールディングス様 クラシエ(株)様



秋田県写真協会様



秋田県民共済生活協同組合様



(公社)秋田県バス協会様

## ◎物品預託等

●一般社団法人生命保険協会

秋田県協会 様

《福祉巡回車(軽自動車)》

⇐

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会へ

《ふれあい福祉募金(各10万円)》

⇐

就労継続支援B型を実施する3事業所・地域活動支援センター1か所へ

《高齢者支援募金(各7万5千円)》

⇐

高齢者支援を実施する2団体へ

●株式会社秋田放送 様

《点字カレンダー250部》

⇐

秋田県視覚障害者福祉協会及び視覚障害者関係福祉施設・学校3か所へ

●株式会社ツルハホールディングス様

クラシエ株式会社 様

《多機能車椅子10台》

⇐

県内の高齢者・障害者福祉施設10か所へ

●秋田県写真協会 様 《写真51点》

⇐

県内の福祉施設7か所へ

## ◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

●秋田県自動車販売店協会 様

29,650円

●公益社団法人秋田県バス協会 様

194,300円

●金 康宏 様

15,000円

●匿名 様

47,420円

●秋田県民共済生活協同組合 様

1,000,000円

## 善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

### 問い合わせ先

総務企画部

TEL(018) 864-2711



📄 ホームページでも内容を紹介しています  
<https://www.fukushihoken.co.jp>

# 令和5年度 全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

## セットプラン

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン	基本セットプラン	天災セットプラン
身体賠償 (1名・1事故)	1億円・7億円	2億円・10億円	死亡保険金	121.2万円 / 108万円
財物賠償 (1事故)	1,000万円	1,000万円	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%~100%
受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円	入院保険金 (1日あたり)	1,700円 / 1,500円
うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円	通院保険金 (1日あたり)	1,100円 / 1,000円
事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円	天災補償	なし / あり
被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度			

## 個別プラン

### プラン1 保育所業務の補償

- ① 基本補償
  - オプション1 ● 地域子育て支援拠点事業等補償
  - オプション2 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
  - オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
  - オプション4 ● クレーム対応サポート補償
  - オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
- 休業補償から各種対応費用までワイドな安心
  - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
  - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用などの費用を幅広く補償
  - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

新型コロナウイルスへの備えとして、施設の感染症対応費用補償をご提供しています



- プラン2 保育所利用者の補償
- ① 園児の傷害事故補償
  - ② 来園者の傷害事故補償
  - ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

- プラン3 職員等の補償
- ① 職員の労災上乗せ補償  
使用者賠償責任補償
  - ② 役員・職員の傷害事故補償
  - ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
  - ④ 雇用慣行賠償補償

- プラン4 法人役員等の補償
- 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL : 03 (3349) 5137  
 受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL : 03 (3581) 4667  
 受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)



**社協のいま**  
**美郷町社会福祉協議会**  
 秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

**安心して生活できる環境づくり**

美郷町社会福祉協議会では、『みんなで支え合いよろこびあふれ湧くまち』を目指し、助け合う心が自然とあふれ湧く地域づくりの事業としての取組をご紹介します。



**住民主体のサロン**

ふれあいサロンは町村合併前から長く続いている事業の一つであり、「地域共生社会」への取組につながっている事業です。地域の会館を会場にそこに住む地域のボランティアが自主的に運営しており、毎週集まっている地区、月1回の地区や2か月に1回など開催日は様々で、高齢者の閉じこもり防止・生きがいづくり・介護予防などの活動を行っています。

近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大や地区のボランティア

代表者が見つからないなどの理由から実施地区が激減してしまっていることから、講師や職員の派遣・レクリエーション用具の貸出などを楽しく長く続けていけるようにフォローしたり、新規サロンの開拓を行ったりしています。



～笑顔溢れるサロンの様子～

サロン未実施地区の住民から、「コロナウイルス感染拡大により、近隣の人たちのつながりが希薄になってきたのでサロンをやってみたい」との声があり、サロン

実施へつながった地区が数地区ありました。

住民主体のサロンは、住民同士の見守り活動を活性化させるだけではなく、地域や生活の情報交換の場や、地域の問題を地域で取り上げられる場にもなっています。



**子どもの居場所づくり**

夏休みは子どもを対象とした居場所づくりとしてサマースクールを開催しています。町内の小学校3校の1年生から6年生までを対象に、夏休みの宿題を持ち寄り宿題やドリルを行った後に、工作づくりやボランティアによるマジック教室なども行ってきました。

今年度は、子ども食堂の活動に取り組んでいるボランティア団体から昼食の提供と退職された先生方などから学習支援の協力をいただき、一日を通して開催することができました。低学年の子を高学年の子が面倒を見てあげるなど自然と相手を思いやる場面や、学年も学校も違う子ども同士の交流も見られました。

小さい時からの地域とのつなが

りは、将来のより良い地域づくりへの第一歩として期待されます。

この他にも様々な事業を年間を通して行っており、現在は町内各小学校の保護者を対象に、不要となった学用品等を再利用するリユース事業や学習支援などのアンケート調査を行い、リユース事業に興味のあるボランティア団体と実施に向け話し合いを進めているところ です。



～サマースクールの様子～

これから、地域づくりをしていく上で地域の方々の声を聴きながら、一人ひとりができることから地域共生社会へつながられるよう、地域の福祉力向上に取り組んでいきます。